

令和4年度持続的畑作生産体系確立緊急支援事業（かんしょ病害抑制対策事業）及び令和5年度持続的畑作生産体制確立緊急支援事業（かんしょ病害抑制対策事業）
公募要領

第1 趣旨

令和4年度持続的畑作生産体系確立緊急支援事業及び令和5年度持続的畑作生産体制確立緊急支援事業のうちかんしょ病害抑制対策事業（以下「本事業」という。）の事業実施主体の公募については、この要領により行うものとする。

第2 事業の内容、補助対象経費、補助率等

本事業は、令和5年産でサツマイモ基腐病の被害が発生している地域において、次期作対策に必要な以下の取組について補助するものであり、事業実施主体は地域の状況等を踏まえ、必要な取組を以下の取組から選択して実施できるものとする。

1 交換耕作の取組

- (1) 令和5年産においてサツマイモ基腐病の被害が著しいほ場を耕作した農業者が、当該ほ場では令和6年産のかんしょ栽培を行わず、専らかんしょを作付けしていない農業者から平成30年以降かんしょを作付けしていないほ場を借受して、サツマイモ基腐病の対策を行いつつ令和6年産のかんしょを栽培するために要する経費を補助する。
- (2) 補助対象面積は、令和5年産においてサツマイモ基腐病の被害が著しいほ場面積と専らかんしょを作付けしていない農業者との間で新たに賃借契約等を締結したほ場での令和6年産のかんしょ栽培面積のいずれか小さい面積とする。
- (3) (1) 及び (2) の被害が著しいほ場面積とは、令和5年産において、サツマイモ基腐病の被害が発生したほ場のうち同年産の単位面積当たり収量が、サツマイモ基腐病の被害が発生していない直近の年産の単位面積当たり収量に比べ、3割以上減少したほ場とし、次に掲げる計算式により算定するものとする。
 - ・サツマイモ基腐病の被害が発生していない直近の年産の単位面積当たり収量（A）：経営体ごとのかんしょ総出荷量（全ての用途）をかんしょ総作付面積で除した単位面積当たり収量。
 - ・令和5年産の単位面積当たり収量（B）：サツマイモ基腐病が発生したかんしょほ場の総出荷量（全ての用途）を当該ほ場のかんしょ総作付面積で除した単位面積当たり収量。
 - ・被害が著しいほ場： $1 - (B \div A) = 0.3$ 以上※Bから算出される被害割合は、ほ場ごとに算定することを基本とするが、ほ場ごとの算定が困難な場合については、経営体全体での算定も可とする。

- (4) 補助率は10a当たり30,000円とする。

2 交換耕作体系確立のための体制整備

- (1) 地域で交換耕作を進めるために必要な以下に掲げる経費のうち別表に掲げ

る経費を補助する。

- ア 農業者に対する交換耕作意向調査に係る経費
- イ 地域における話し合いを行うための会合の開催に係る経費
- ウ 交換耕作の展示ほの設置等農業者の研修会の開催に係る経費
- エ 先進地の取組調査に係る経費
- オ 交換耕作計画の作成に係る経費

(2) 補助率は、10/10 以内とする。

3 継続栽培の取組

(1) 令和5年産においてサツマイモ基腐病の被害が発生したほ場を耕作する農業者が、令和6年産におけるサツマイモ基腐病の対策を行いつつ、当該農業者が保有等する農地において令和6年産のかんしょ作付けを継続するために要する経費を補助する。なお、取り組むことができる農業者は、以下の全てを満たす者とする。

- ア 令和5年産における被害発生ほ場の割合が、当該区域におけるかんしょ作付面積全体の5割以上の県又は市町村において、作付けを行っているもの
- イ サツマイモ基腐病対策を行い（枕畝の廃止等排水対策は必ず実施）、令和6年産の作付けを行うもの。
- ウ 加工業者等との植付前の出荷契約を締結するもの。
- エ 収入保険に加入しているもの又は共済組合等と連携して農業者への個別説明による収入保険の加入促進を行う市町村・農協等の管内に所在し、収入保険に関する説明を受けた旨の確認書を別紙様式2別添により作成し事業実施主体に提出するもの。

(2) 補助対象面積は、令和5年産の被害発生ほ場の面積と加工業者等と植付前に出荷契約を締結したほ場の面積のいずれか小さい面積とする。

(3) 補助率は、令和5年産において、サツマイモ基腐病の被害が発生したほ場のうち同年産の単位面積当たり収量が、サツマイモ基腐病の被害が発生していない直近の年産の単位面積当たり収量に比べ、3割以上減少したほ場については10a 当たり 20,000 円、3割未満の減少にとどまったほ場については10a 当たり 10,000 円とし、3割以上減少したほ場は第2の1の(3)に掲げる計算式により算定するものとする。

4 サツマイモ基腐病被害軽減対策の実証

(1) サツマイモ基腐病の被害軽減が期待される防除対策の実証に必要な以下に掲げる経費のうち別表に掲げる経費を補助する。

- ア 実証計画の作成、進捗状況及び成果の把握等について検討するための会議開催に係る経費
- イ 産地段階での生産規模・作業体系等を想定した防除技術の確立のための実証に係る経費
- ウ 成果報告会やマニュアルの作成等実証成果の普及に係る経費

(2) 補助率は、10/10 以内とする。

第3 応募要件

1 本事業の公募に応募できる者は、事業実施地区が宮崎県又は鹿児島県にあつ

て、かつ令和5年産においてサツマイモ基腐病の被害が発生している地域にあり、かんしょの生産振興の取組を行う次に掲げるものとする。

- (1) 生産者の組織する団体（(2)を除く。）
- (2) 農業協同組合連合連合会
- (3) 農業協同組合
- (4) 協議会（かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。）
- (5) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
- (6) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
- (7) 特定農業法人及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する法人及び団体をいう。）
- (8) かんしょでん粉製造事業者
- (9) かんしょでん粉製造事業者の組織する団体
- (10) かんしょ加工品製造事業者

2 本事業の事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。

3 1の(1)及び(9)の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがある団体とする。

4 1の(4)の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、農業協同組合、地方公共団体等のかんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがあるものとする。

5 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

第4 採択要件等

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

- (1) 作付面積を1%以上増加
- (2) 10a 当たり収量を10%以上増加
- (3) サツマイモ基腐病が発生したほ場面積の割合を10ポイント以上削減

2 目標年度

目標年度は、第2の1及び3の取組については、取組の対象として作付けされたかんしょが収穫される年度、第2の2及び4については、翌々年度とする。

3 事業実施計画の採択要件

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 取組の内容が、かんしょの生産性向上に寄与すると認められること。
- (4) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (5) 事業費に、補助対象外の経費が含まれていないこと。
- (6) 第2の3の取組を実施する場合は、第2の3の(1)のエで収入保険に関する説明を受けた農業者から提出された確認書の写しを、事業実施計画書に添付していること。
- (7) 事業実施主体の構成員が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下、「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

第5 事業実施期間

令和6年3月31日までとする。

第6 助成

- 1 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知。）及び「過大精算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経897号農林水産大臣官房通知。）によるものとする。
- 2 補助対象経費は事業の実施に直接必要な経費であって、本取組の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。なお、本事業は、次期作に向けた調整作業等に時間を要し、かつ緊急性が高いことから、令和5年産の収穫作業が行われた日以降の取組についても支援の対象にできるものとする。
- 3 事業実施主体は、事業が適正に行われたことが確認できる資料（伝票、領収書、写真等）を保管するものとし、九州農政局長は、必要に応じて、事業実施主体に当該資料を求めることができるものとする。
- 4 次に掲げる経費は、補助対象外とする。
 - (1) 事業実施主体が他の助成により実施中の取組又は既に完了している取組に係る経費。
 - (2) 公的試験研究機関が作付けしているかんしょを対象とする取組に係る経費。
 - (3) 収入の単なる補てんに当たる取組に係る経費。
 - (4) 自家労賃の補てんに当たる取組に係る経費。
 - (5) 不動産、船舶、飛行機、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具等財産を取得する取組に係る経費。ただし九州農政局長が特に必要と認めたものについては、本事業の補助対象とすることができる。
 - (6) 事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費。

- (7) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）

第 7 審査方法等

- 1 九州農政局長は、応募者が第 3 の応募要件を満たすこと及び第 10 の 3 に定める応募書類が全て整っていることを確認した後、応募があった事業実施計画について、第 4 の採択要件等を満たしていることを審査した上で、取組内容及び成果目標が妥当であるか等について、農産局長が開催する選定審査委員会に諮るものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- 2 九州農政局長は、1 の選定審査委員会による審査結果に基づき、予算の範囲内で、補助金を交付することが妥当と認められる者（以下「補助金交付候補者」という。）を決定する。

なお、審査の経過は応募者に通知しないものとし、審査の経過についての問合せその他一切の照会には応じないものとする。

第 8 審査結果の通知

審査の結果（補助金交付候補者として決定されたか否か）については、補助金交付候補者の決定次第、速やかに応募者に対して通知する。

第 9 重複申請の制限

応募者が、同一の内容で、既に国から他の補助金の交付を受けている場合又は採択が決定している場合は、審査の対象から除外し、又は採択の決定を取り消すこととする。

なお、国からの他の補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請することは差し支えないが、他の国からの補助金等の採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外し、又は本事業の採択の決定を取り消す場合がある。

第 10 応募方法

- 1 公募期間

令和 5 年 12 月 21 日（木曜日）から令和 6 年 1 月 29 日（月曜日）午後 5 時まで（必着）

- 2 提出先及び問合せ先

応募書類は、郵便による場合は以下の提出先の住所に、電子メールによる場合は以下の提出先の電話番号に連絡の上、聞き取ったメールアドレスにそれぞれ提出するものとする。なお、ファックスによる提出は受け付けない。資料に不備がある場合は、審査の対象とならない場合がある。

問合せは以下問合せ先にするものとし、問合せ時間については、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。なお、電子メールによる問合せは、不可とする。

<提出先>

- ・九州農政局生産部園芸特産課
〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号熊本地方合同庁舎
TEL：096-300-6251、FAX：096-211-9780

<事業に関する相談窓口（問合せ先）>

- ・九州農政局生産部園芸特産課
〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号熊本地方合同庁舎
TEL：096-300-6251、FAX：096-211-9780
- ・事業担当課：農林水産省農産局地域作物課
TEL：03-6744-2115（直通）

3 提出にあたっての留意事項

（1）提出すべき応募書類は、次に掲げる書類とする。

ア 応募申請書（別紙様式1）

イ 持続的畑作生産体制確立緊急支援事業のうちかんしょ病害抑制対策事業実施計画書（別紙様式2）及び第2の3の取組を実施する場合は（別紙様式2別添）

ウ 規約、役員名簿、総会資料等、応募者の活動内容が分かる資料

エ 申請書類チェックシート（別紙様式3）

（2）事業実施計画書等は、公開している様式のファイルを活用して作成すること。

（3）応募書類を郵送等により提出する場合は、（1）に掲げる書類を封筒に入れ、「かんしょ病害抑制対策事業応募書類在中」と表に朱書きして提出先に提出するものとする。

なお、提出書類は返却しない。また、機密保持には十分配慮する。

（4）申請書類を電子メールにより提出する場合は、（1）に掲げる書類を添付し、件名を「かんしょ病害抑制対策事業の申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載する。

また、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の応募者名を応募者名・その○（○は連番）とする。

（5）提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由であろうと無効とする。または、申請書類に不備等がある場合は、審査対象とならないので、この要領を熟読の上、不備のないよう作成すること。

（6）審査に当たり、農林水産省から応募者に申請内容の確認を行う場合がある。

4 審査期間

令和6年1月下旬予定（諸般の事情により、変更することがある。）

5 採択・不採択の連絡

令和6年2月中旬予定（諸般の事情により、変更することがある。）

第 11 採択後の事業実施主体の責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守らなければならない。

1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座（無利息型）の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- (1) 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、経理状況について公認会計士又は税理士の定期的な確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

2 事業の推進

事業実施主体は、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業交付等要綱、同実施要領等を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までに行う事業実施状況の報告、事業成果の公表、事業終了後の事業評価等、事業実施全般についての責任を持たなければならない。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属する（事業実施主体の代表者個人には、帰属しない。）。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次のような制限がある。

- (1) 取得財産については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。
- (2) 処分制限期間においては、取得財産のうち 1 件当たりの取得価額が 50 万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、九州農政局長の承認を受けなければならない。

なお、九州農政局長が承認をした当該取得財産の処分により得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を

国に納付させることがある。

4 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等）が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体等に帰属するが、知的財産権の帰属に関し、次の条件を遵守することを了解の上、応募することとする。

- (1) 本事業による成果について、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾すること。
- (3) 本事業期間中及び本事業終了後5年間に於いて、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

5 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間に於いて、知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を国に報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることがある。

6 事業実施結果の評価

本事業終了後、自ら事業実施結果の検証・評価を行い、その結果を九州農政局長に報告するものとする。また、九州農政局長が報告のあった評価結果から、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断した場合は、改善計画を作成し、翌年度、再度評価を実施し、報告するものとする。

7 個人情報の取扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

8 作業安全の確保

事業実施主体は農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを用いて事業実施期間中に作業安全に係る状況を確認し、作業安全の確保に努め、九州農政局長に対してチェックシートを提出するものとする。

第12 補助金の返還

九州農政局長は、事業実施主体が九州農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記述があった場合、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合は、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付された助成金の一部若しくは全部について、返還を求めることができるものとする。